

平成 26 年 9 月 30 日  
畜水産安全管理課

## 牛肉骨粉の養魚用飼料としての利用再開手続の進捗状況(報告)

### 1 これまでの経緯

- (1) 牛豚等の肉骨粉は、たん白質に富む原料として畜産・養魚用飼料に利用されてきたが、平成 13 年 9 月の BSE 発生後、飼料安全法により肉骨粉を含む飼料の製造・販売等を禁止。
- (2) 国内では、飼料規制等の BSE 対策の徹底により、BSE の発生リスクが大きく低減したことから、昨年 5 月に国際獣疫事務局 (OIE) は我が国を「無視できる BSE リスク国」に認定。本年 1 月、食品安全委員会の安全性評価を経て、牛肉骨粉の肥料利用を再開。
- (3) 我が国における BSE リスクの大幅な低下や国際基準等を踏まえ、牛肉骨粉の養魚用飼料としての利用再開について検討を進め、8 月に、農業資材審議会の了承を得た。
- (4) 9 月 16 日には、当省から食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼し、プリオン専門調査会 (24 日) の審議の結果、①牛肉骨粉等を摂取した魚を人が摂取した場合のリスクは無視できる、②現行の飼料規制等の効果に影響を及ぼすことは考え難いと評価され、食品安全委員会に報告される見込み。

### 2 今後の予定

- (1) 食品安全委員会から回答を得た上で、パブリックコメント等を実施し、省令等の改正手続を進める予定。
- (2) 牛肉骨粉を含む養魚用飼料が正しく製造・販売・使用されるよう、養魚用飼料の製造・販売業者向けのマニュアルや養殖関係団体向けのパンフレットを作成・周知するとともに、消費者団体を含めた関係者にもていねいに説明していく予定。

(別紙)

# 利用再開に当たって導入する管理措置の流れ

(図中の青破線で囲んだ部分を新たに導入)

